



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|      |                         |              |   |
|------|-------------------------|--------------|---|
| 1198 | 指定自立支援医療機関の指定           | (障害福祉課)..... | 1 |
| 1199 | 大規模小売店舗の変更の届出           | (商工振興課)..... | 1 |
| 1200 | 公共測量の実施                 | (技術調査課)..... | 2 |
| 1201 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課).....   | 2 |

## 告 示

### 和歌山県告示第1198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称  | 医療機関の所在地      | 担当する医療の種類<br>(薬局は除く。) | 主として担当する医師<br>(薬剤師)の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 指 定<br>年月日    |
|----------|---------------|-----------------------|--|---------------|
| アイン薬局御坊店 | 御坊市湯川町財部726-8 | —                     | 安藤和也                                       | 平成<br>30.11.1 |

### 和歌山県告示第1199号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セントラルシティ和歌山  
和歌山県和歌山市小雑賀805番1外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成  
和歌山県和歌山市中島185番地の3  
ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役 諸橋友良  
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
- 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役 諸橋友良

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

4 変更年月日

平成27年10月1日

5 変更した理由

持株会社体制への移行に伴う商号変更のため

6 届出年月日

平成30年10月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年11月13日から平成31年3月13日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1200号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(舗装点検)

2 作業期間 平成30年11月12日から平成31年3月15日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部(国道26号)、新宮市の一部(国道42号那智勝浦線)並びに田辺市及び西牟婁郡上富田町の一部(近畿自動車道松原那智勝浦線)

### 和歌山県告示第1201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宮川(3-203-1-019-1)、宮川(3-203-1-019-2)、橋本川左支溪(3-203-1-020)、杉ノ森谷(3-203-1-021)、橋本川左支溪(3-203-1-022)、野々垣内谷(3-203-1-023)、芋谷川右支溪(3-203-2-01)

9-1)、芋谷川右支溪(3-203-2-019-2)、橋本川左支溪(1-203-1-901)、橋本川左支溪(1-203-2-901)、杉の森20(I-2)、橋ヶ谷(I-3)、柱本1(I-3001)、柱本3(II-1)、柱本4(II-2)、柱本5(II-3)、柱本6(II-4)、柱本7(II-5)、柱本20(II-7)、柱本9(II-8)、柱本10(II-9)、柱本11(II-11)、柱本13(II-28)、柱本14(II-29)、柱本15(II-364)、柱本16(II-365)、柱本19(III-2)、柱本(101)(II-10127)、柱本(102)(II-10128)、柱本(103)(II-10129)、柱本(104)(II-10130)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、急傾斜地の崩壊及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

峠谷川(3-203-1-014)、橋本川左支溪(3-203-1-015)、柱本17(II-366)、柱本1(101)、柱本2(106)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)